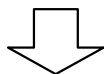


# 2009年度・提言①

外国につながる子どもたち[※]に高等学校進学のための支援を充実させる。

- 1 外国につながる子どもたちが学校の授業や高等学校入試に適応するため、学習支援を受けられる仕組みを整備する。
- 2 高等学校入試について、市立高等学校において外国につながる子どもたちに配慮した特別な入試制度の導入を検討する。そして、神奈川県に対し、在県外国人等特別募集を川崎市内の県立高等学校において実施することと、募集定員を拡大することを働きかける。

[※]外国籍の子どもおよび国際結婚家庭の子どもや外国で成長した子ども等、外国に背景を持つ子どもたちのこと。



1,2

2012年度 B

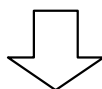
- 1 今年度も、初期の日本語指導を児童生徒に1回2時間、週2回計72回（9か月）行った。  
また、中学3年生の学習支援（定期試験での母語通訳、定期的な学習支援、進路個人面談での母語通訳など）を日本語指導等協力者派遣事業の中で実施し、10校の中学校へ学習支援員を派遣した。  
近年、中学2・3年生における編入が増加しており、日本語が全く話せない状況から1～2年で高校受験をしなければならず、保護者・本人、受入れ学校において厳しい状況がある。今後どのような支援方法が適切か検討を進める。
- 2 市内の県立高等学校における募集定員増について、市内中学校の状況を踏まえながら、県教育委員会と協議した。また、外国語による選抜制度の説明資料の配布を行うと共に、説明会を実施する。さらに、市立中学校の進路担当教諭に、受検方法の配慮に関する申請手続き等の説明を行う。  
在県外国人特別募集については、欠員が生じている学校もあることから、全県的な配置状況と制度の周知方法等について、県教育委員会との協議が引き続き必要である。

## 2009年度・提言②

### 小・中学校における多文化理解教育の充実

- 1 小・中学校での多文化理解教育の中心である民族文化講師ふれあい事業[※]の今後の参考となる実践集を作成し、多文化理解教育を推進する。
- 2 多文化理解教育は、子どもたちのアイデンティティ形成や自己肯定の重要な機会になる。外国につながる子どもたちの文化や言葉を多文化理解教育に取り入れる。

[※] 外国人市民に、学校の授業等において自らの文化や国等のことについて講義や実演をしてもらうことで、日本人児童生徒と外国人児童生徒の双方に、互いの文化を尊重し合い、共に生きる豊かな社会を築いていこうとする意識と態度を育てていくことをねらいとする。1997年度から講師派遣を行っている。



1,2

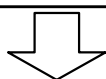
2012年度 B

- 1 民族文化講師ふれあい事業を継続して実施した。また、今年度は、実施校での子どもたちや教員の取り組みの様子を取材し、教職員研修等で紹介した。さらに、民族文化講師ふれあい事業交流会を開催し、実践の紹介や学校ごとの情報交換を行い、その内容を実践集録に掲載し、各学校に配布する。
- 2 今年度も、民族文化講師ふれあい事業を進め、「様々な授業の中で文化や言語等を取り入れ学ぶことにより、互いの文化を理解するきっかけになった」、「クラスの子どもからつながる外国について学びを広げることができた」との声があった。また、教育課程への位置付け、教科や総合的な学習の時間に取組んでいる内容について、各学校の人権推進担当者の集まる教職員研修等において情報交換を行い、多文化共生への取り組みの推進を目指した。

## ねんど ていげん 2009年度・提言 ③

がいこくじんしみん あんしん ちいき いりょう う たいせい つく  
外国人市民が安心して地域で医療が受けられる体制を作る。

- 1 国際交流協会や市民活動団体など関係機関が連携を図り、医療についての相談や病院への付き添い者派遣などの支援ができるようにする。
- 2 外国語で対応できる病院や、多言語医療問診票などの医療情報をまとめたリンク集を市のホームページ上に作る。
- 3 市内の医療機関で多言語医療問診票の利用や院内表示の多言語化をすすめるとともに、医療通訳者や付き添い者の利用ができるようにするなど、医療機関において外国人が受診しやすい環境整備を働きかける。



1

ねんど  
2012年度 B

**【総務局において担当】**

医療に関する相談件数は増加傾向にあり、関係機関との連携を深めるとともに、医療通訳専門のコーディネーターを講師とする実践的な職場研修を実施するなど、関係する職員や相談ボランティア希望者等の知識の習得を図った。今後も、課題等について整理・検討し、関係機関等と連携しながら効果的な支援ができるように努めていく。

**【市民・子ども局において担当】**

「かながわ医療通訳派遣システム自治体推進協議会」及び「医療通訳派遣システム事業運営委員会」に参加し、システムの充実・強化に向けた情報収集を行っている。

2

ねんど  
2011年度 A

医療情報をまとめたリンク集を市の外国人市民施策担当のページに作成している。今後も情報が古くならないよう注意し、新しい情報を随時収集し、更新していく。

【健康福祉局において担当】

神奈川県が主体となった医療通訳派遣システム事業に協調し、市町村負担金を支出するとともに、かながわ医療通訳派遣システム自治体推進協議会に参加し、医療通訳派遣システムの充実・強化を図り、今年度からは市立多摩病院、市立井田病院、川崎協同病院の3病院を協定医療機関に追加することができた。

今後も神奈川県や県内他市町村とも連携しながら、医療関連団体等への働きかけを行っていくことにより、引続き外国人市民が受診しやすい環境の整備に努めていく。

2011年度 A

【病院局において担当】

市立病院においては、受付窓口には神奈川県作成のガイドブックを設置する等、病院ごとに工夫し、外国人市民への円滑な対応に努めた。また、神奈川県医療通訳派遣システム事業に、市立3病院全て参加し、外国人市民が受診しやすい環境を整備した。

さらに、市立井田病院の再編整備に伴い、部分的に院内標記に英語を併記した。

2012年度 A

## 2009年度・提言④

外国人市民の多様化する相談ニーズに対応できる専門的な知識を持った人材を養成し、問題解決の支援ができるようにする。

- 1 国際交流協会や市民活動団体等の職員と区役所職員などを対象に専門的な研修を実施し、外国人市民の複雑で多様化した問題に連携して対応できるようにする。
- 2 専門的な知識を持った人材を区役所や外国人相談窓口などで活用できるようにする。



1,2

2012年度 B

### 1 【総務局において担当】

市町村職員中央研修所の実施する「多文化共生の地域づくりコース」の研修に職員を派遣し、多文化共生社会を構築するための知識の習得を図った。また、階層別研修において、人権に係る講義を実施し、市職員の人権意識の向上を図った。さらに、夜間自己啓発講座において、実務に役立つ窓口での英会話などを学び、応接能力の向上を図る。

国際交流協会では、相談員を対象とした最新の社会動向に対応するための職場研修の実施や外部研修の受講、相談員全体での情報交換会（週1回）により、最新・最適な情報提供を行えるように努めた。引き続き、法テラスなどの関係機関との連携に努めていく。

### 【市民・こども局において担当】

全市的な市民活動支援施策については、「かわさき市民活動センター」で実施し、その施策の一つとして、市民活動団体の職員（在日外国人支援を行う市民活動団体の職員も含む）を対象とした市民活動を支援するための講座を実施した。

また、複雑化する問題に対応できるよう区役所や外国人市民相談窓口の職員等を対象にした研修を企画している（今年度中に開催予定。）今後も、同様の研修を実施するとともに、他都市の取り組み状況を整理・検討し、効果的な人材の養成、人材の把握ができるように努めるとともに、人材の活用の方策について検討していく。

- 2 現在、区役所や外国人市民相談窓口の職員等を対象にした研修を企画している（今年度中に開催予定）。今後も同様の研修を実施するとともに、他都市の取り組み状況を整理・検討し、効果的な人材の養成、人材の把握ができるように努めるとともに、人材の活用の方策について検討していく。

## 2011年度・提言①

外国人市民に関する調査を、5年に1度実施する。

- 1 外国人市民が困っていることや生活に必要な情報が届いているか等の外国人市民の実態を把握するために、5年に1度調査を行う。
- 2 調査結果は、市民に公表するとともに、外国人市民代表者会議に報告する。また、市の施策で活用するものとする。



1,2

2012年度 B

- 1 過去に実施した外国人市民意識実態調査について、関係者にヒアリングを行った。また、実施に向けての市内調整を図った。さらに、今年度中に、今後のスケジュール、調査の実施内容について、学識者等から意見を聞く。
- 2 調査を実施する際には、市民への公表、外国人市民代表者会議での報告を行い、市の施策で活用する方法についても検討していく。

## 2011年度・提言②

誰にでも入りやすい年金制度を国に働きかける。

- 1 社会保障協定の締結国を増やし、できるだけ早く締結するよう国に働きかける。
- 2 年金の脱退一時金の制度の改善を国に働きかける。(2003年度提言の再提言)
- 3 年金制度に関する分かりやすい資料の作成を国に働きかける。



1,2,3

2012年度 B

- 1 政令指定都市国保・年金主管部課長会議を通じて、社会保障協定締結国の拡充について、厚生労働省に要望書を提出した。なお、2012年10月1日現在における社会保障協定締結国は14か国となっている。(ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス)
- 2 今年度も政令指定都市国保・年金主管部課長会議を通じて、厚生労働省に脱退一時金の期間設定及び支給率の見直しをもとめる「要望書」を提出した。今後、引き続き、制度改正について、厚生労働省に働きかけを行っていく。
- 3 国から年金に関する業務を委任・委託され、パンフレット等の広報物を作成している日本年金機構に対し、外国人市民代表者会議からの提言内容を周知し、分かりやすい資料の作成を要望した。今後、他都市とも連携しながら、提言の実現に向け日本年金機構に働きかけていく。

## 2011年度・提言③

多文化理解教育を受ける機会を拡充し、内容の充実を図る。

(2009年度提言の補足意見)

- 1 小・中学校において、すべての児童生徒に対し、少なくとも1年に1回以上、多文化理解教育を行えるよう推進する。
- 2 多文化理解教育において、より多様な国や文化を取り入れることを推進する。



1,2

2012年度 B

- 1 学校の教育活動においては、各教科等の学習の中で、2011年度に小学校、2012年度に中学校で全面実施となった新学習指導要領のねらいに則して、多文化共生教育を含む国際理解に関する学習を行っている。また、1998年度より継続して実施している民族文化教師ふれあい事業の実施校数が、2011年度までで延べ772校になり、2012年度は56校で行っている。

今年度は、国際理解に関する学校での取り組みについてのアンケートを実施し、状況の把握に努めたところ、社会科や地理といった教科と結びついた取り組みをしている学校も見られた。

- 2 学校における多文化共生教育はあらゆる人々が相互の違いを認め合い、共に生きて行く姿勢をはぐくむ人権尊重教育を基盤に据えた取組の推進を最大のねらいとしている。

本市では、多文化共生教育の具体的な実践のひとつとして、民族文化講師ふれあい事業を1998年度より実施している。この事業は、それぞれの学校の授業の中で、外国の文化に視点をおき、その国の文化に背景があることや、外国に誇りを持つあらゆる人々を理解し寄り添うことの大切さを、子どもたちが学ぶ貴重な機会となっている。

1998年度からこれまでに、市全体として772校で実施し、取り扱われた国数は44か国に及んだ。今年度も56校において、多様な文化を取り扱って実施している。今後も、多様な国や文化が取り入れられるよう支援していく。



## 2011年度・提言④

学校におけるいじめ問題解決のための取り組みを推進し、保護者へのサポートを充実させる。

- 1 対応事例を含めたいじめ問題に関する総合的な手引きを作成し、教育関係者等に配布して、いじめの未然防止や早期解決ができるようにする。
- 2 保護者・児童生徒が学校でのいじめや悩みを母語で相談できる環境を整備し、多言語相談の広報に務める。



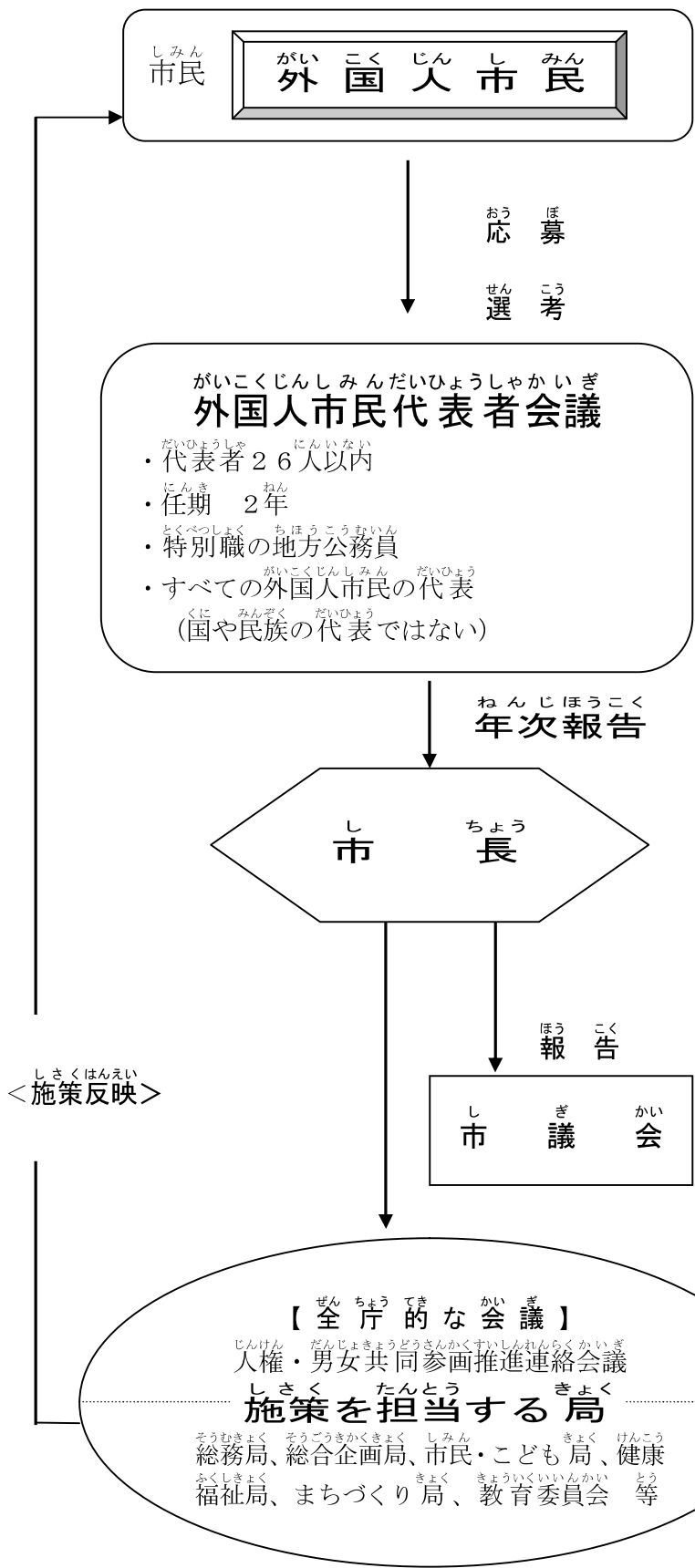
1,2

2012年度 B

- 1 いじめ問題への知識・理解に関する資料や各種チェックリスト、事例演習研修資料等をまとめた「一人ひとりの子どもを大切にする学校をめざしてIV～いじめ問題の理解と対応」をいじめ問題に関する教職員向けの総合的な手引きとして、編集・発行し、市立学校の全ての教職員に配布した。また、いじめ問題に関する研修や研究協議を実施し、いじめ問題への対応力向上に努めた。  
今後も、各学校が、定期的にいじめ問題に関わる取組状況を自己点検し、より充実したものとなるように支援を進める。
- 2 日本語指導等協力者が何か変った様子に気づいたときなどには担任に報告し、連携して指導にあたっている。保護者には、いじめを含め学校生活全般に不安を感じないように、日常的に担任や日本語指導等協力者が連絡をしている。文化の違い等から子どもどうしのトラブルが見られるが、このようなトラブルが起こりうることを担任が事前に予測しその対応に当たるなどいじめ等の未然防止が図られるように、今後も日本語指導等協力者とのさらなる連携をめざすほか、日本語指導等協力者にいじめ・不登校の未然防止のための研修を実施すること等を検討する。

5 外国人市民代表者会議のしくみ

1 外国人市民代表者会議の報告が施策に反映されるしくみ



◎ 川崎市の外国人住民人口  
29,624人  
(2012年12月末日現在)

◎ 公募により代表者を選考

◎ 年4回(1回あたり2日)会議を開催し、調査審議を行う。

◎ 年1回代表者会議から調査審議の内容等を市長に報告する。

◎ 年次報告を受け、それを尊重する。

◎ 提言への取組について、全庁的な対応を図る。

◎ 代表者会議の調査審議内容を市議会に報告する。

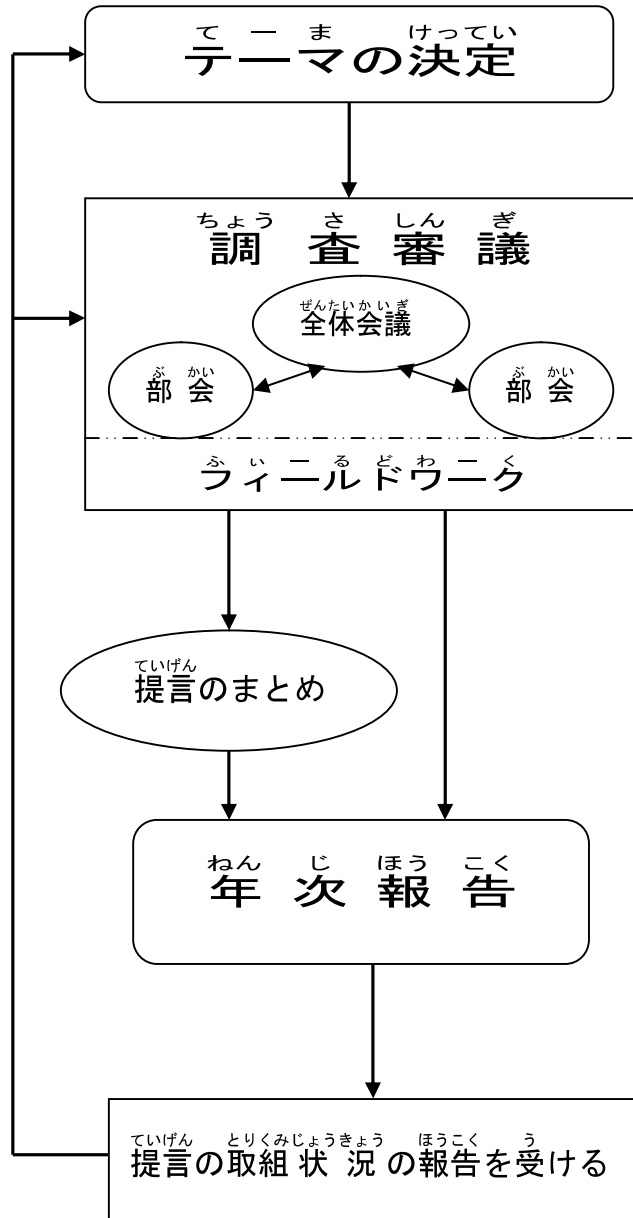
◎ 全庁的な会議を開催し、取組について協議する。

◎ 担当局を中心に、施策反映に取り組む。

◎ 施策反映の状況を代表者会議に報告する。

## 2 外国人市民代表者会議の運営

会議の運営方法は、条例・運営要綱に基づき、代表者自身が決定する。



- ◎ 何を調査審議するかは会議で審議し、代表者が合意の上決定する。
- ◎ テーマに基づき、部会を設置して調査審議することができる。
- ◎ 部会での審議結果を全体会議で報告し、代表者会議全体で確認する。
- ◎ 会議外でフィールドワークを実施し、調査審議に活かす。
- ◎ 調査審議された内容のうち、提言として報告できるものをまとめる。
- ◎ 提言及び調査審議内容や活動状況等を市長に報告する。
- ◎ 市長は、提言への取組について、全庁的な対応を図る。
- ◎ 提言の取組状況が代表者会議に報告される。
- ◎ 取組状況を踏まえて、調査審議を進める。

[事務局] 市民・子ども局 人権・男女共同参画室

- \* 会議運営のサポート、調査審議資料及び議事録作成
- \* 関係局等との調整及び連携
- \* 他都市等の情報収集及び情報提供

6 条例・要綱・要領

川崎市外国人市民代表者会議条例

平成8年10月3日  
条例第25号

(目的及び設置)

第1条 本市の地域社会の構成員である外国人市民に自らに係る諸問題を調査審議する機会を保障することにより、外国人市民の市政参加を推進し、もって相互に理解しあい、ともに生きる地域社会の形成に寄与することを目的として、川崎市外国人市民代表者会議(以下「代表者会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 代表者会議は、外国人市民に係る施策その他の外国人市民に関し前条の目的を達成するために必要と認められる事項について調査審議し、市長に対し、その結果を報告し、又は意見を申し出ることができる。ただし、外国に関する事項は、調査審議の対象としない。

(市長等の責務)

第3条 市長その他の執行機関は、代表者会議の運営に関し協力及び援助に努め、並びに代表者会議から前条に規定する報告又は意見の申出があったときは、これを尊重するものとする。

(組織等)

第4条 代表者会議は、代表者(第3項の規定により委嘱を受けた者をいう。以下同じ。)

26人以内をもって組織する。

2 代表者は、日本の国籍を有しない者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 年齢満18年以上であること。

(2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により引き続き1年以上本市の住民基本台帳に記録されていること。

(3) その他市長が定める事項

3 代表者は、前項に定める者のうちから市長が委嘱する。

4 代表者は、任期を2年とし、1期に限り再任されることができる。

5 補欠の代表者の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表者の責務)

第5条 代表者は、自らの国籍の属する国の代表としてではなく、本市のすべての外国人市民の代表として、職務を遂行しなければならない。

2 代表者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 代表者会議に委員長及び副委員長各1人を置き、代表者の互選により定める。

2 委員長は、代表者会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第7条 代表者会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

(会議)

第8条 代表者会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、代表者会議の自主的な運営により、行われるものとする。

3 会議は、代表者の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 議事は、出席した代表者の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会議が終了したときは、会議の経過等をまとめ、市長に提出しなければならない。

(会議の開催)

第9条 会議の開催は、1年に4回とし、1回あたり2日とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、臨時の会議を開催することができる。

(資料の提出等)

第10条 代表者会議は、その調査審議に必要と認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(報告等)

第11条 委員長は、毎年、代表者会議の調査審議の結果をまとめ、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

(庶務)

第12条 代表者会議の庶務は、市民・こども局において処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、代表者会議の運営について必要な事項は委員長が代表者会議に諮って定め、その他この条例の施行について必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(任期等の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される代表者は、第4条第4項の規定にかかわらず、任期は平成10年3月31日までとし、1期に限り再任されることができる。

(会議の開催の特例)

3 平成8年度の会議の開催については、第9条第1項中「4回」とあるのは、「2回」とする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において本市の外国人登録原票に登録されていた者であって施行日から引き続き本市の住民基本台帳に登録されているものに対する改正後の第4条第2項第2号の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き本市の外国人登録原票に登録されていた期間を本市の住民記録台帳に登録されている期間に通算する。

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎうんえいようこう  
川崎市外国人市民代表者会議運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、川崎市外国人市民代表者会議条例（平成8年川崎市条例第25号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき設置される川崎市外国人市民代表者会議（以下「会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（会議の開閉）

第2条 会議の開会、散会、延会、中止または休憩は、議長が宣言する。

（会議の公開）

第3条 会議は原則として公開とする。ただし、出席代表者の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開とすることができる。

（会議の傍聴）

第4条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、会議の都度定める。

2 傍聴を希望する者が前項の定員を越えるときは、先着順により傍聴人を決するものとする。

3 傍聴人が会議を妨害するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

（会議の使用言語）

第5条 会議は日本語を用いる。ただし、代表者が必要とするときは、通訳を同行することができる。

（正副議長会議）

第6条 会議の運営については、必要に応じて正副議長会議を開催し協議する。

（部会の設置）

第7条 条例第7条に規定する部会は、議長が会議に諮って設置する。

2 部会には部会長を置く。部会長は、当該部会に属する代表者の互選により定め、その部会の事務を統括し、部会の審議経過及び結果を議長に報告する。

3 部会長は、必要に応じて正副議長会議に出席することができる。

(臨時の会議)

第8条 条例第9条に規定する臨時の会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に、開催することができる。

(1) 緊急に会議の招集が必要な場合

(2) 代表者の4分の1以上の者から会議に付議する案件を示して会議の請求があるとき

(会議の報告)

第9条 条例第8条第5項の規定により、市長に提出する会議の経過等は概要を記した摘録とする。

2 条例第11条の規定による市長への報告は、会議の概要、調査審議の結果及び意見等の内容とする書面により行う。

(解嘱の申出)

第10条 委員長は、代表者が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長にこれを申し出ることができる。

(1) 自己の都合により辞職の意思を表明したとき。

(2) 心身の故障その他の事由により職務の遂行に堪えないと思われるとき。

(3) 職務上の義務違反があるとき。

(補充の申出)

第11条 代表者に欠員が生じた場合、委員長は会議に諮って、その補充を市長に申し出ることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会議の委員長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成8年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年10月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎだいひょうしゃせんになんようこう  
川崎市外国人市民代表者会議代表者選任要綱

しゆし  
(趣旨)

だい じょう ようこう かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎじょうれいへいせいねんかわさきしじょうれいだいごういか  
第1条 この要綱は、川崎市外国人市民代表者会議条例(平成8年川崎市条例第25号。以下  
じょうれい だい じょう きてい もと しちょう いしよく がいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ だいひょうしゃ  
「条例」という。)第4条の規定に基づき、市長が委嘱する外国人市民代表者会議の代表者  
いか だいひょうしゃ せんになん ひつよう じこう さだ  
(以下「代表者」という。)の選任について必要な事項を定めるものとする。  
だいひょうしゃせんこう いいん かい せっち  
(代表者選考委員会の設置)

だい じょう しちょう だいひょうしゃ せんになん かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ だいひょうしゃせんこう いいん かい  
第2条 市長は、代表者を選任するときは、川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会  
いか だいひょうしゃせんこう いいん かい せっち せんこう けつか もと いしよく  
(以下「代表者選考委員会」という。)を設置し、その選考の結果に基づき委嘱するものと  
する。  
だいひょうしゃ はいぶん  
(代表者の配分)

だい じょう じょうれいだい じょう もと だいひょうしゃ にん いない はいぶん つぎ かくごう おこな  
第3条 条例第4条に基づく代表者26人以内の配分は、次の各号により行う。

(1) 本市の住民基本台帳に記録されている者(ただし、日本の国籍を有しないものに限  
ほんし じゅうみんきほんだいちょう きろく もの にほん こくせき ゆう かが  
る。)が1,000人以上いる国に10人を、その記録されている者の数に比例して配分す  
にんいじょう くに にん きろく もの すう ひれい はいぶん  
る。

(2) 国際連合人権理事会の委員選出の地域区分に基づく5地域に16人(無国籍者を含  
こくさいれんごうじんけんりじかい いいんせんしゆつ ちいきぶん もと ちいき にん むこくせきしゃ ふく  
む。)を配分する。その配分の内訳はアジア地域に3人以上、その他の4地域に各1人以上  
はいぶん うちわけ あじあちいき にんいじょう た ちいき かくひとりじょう  
とする。

2 前項に規定する配分数に対して、応募数が満たないとき、又は応募者が選考基準を満たさ  
せんこう きてい はいぶんすう たい おうぼすう み また おうぼしゃ せんこうきじゆん み  
ないときは、その都度協議するものとする。  
つど きょうぎ

だいひょうしゃ ぼしゅう  
(代表者の募集)

だい じょう だいひょうしゃ ぼしゅう こうぼ おこな  
第4条 代表者の募集は、公募により行う。

2 募集は、外国人市民代表者会議代表者応募申請書(第1号様式)により行う。

だいひょうしゃ せんこうきじゆん  
(代表者の選考基準)

だい じょう だいひょうしゃせんこう いいん かい だいひょうしゃ せんこう おうぼしゃ にほんご かいわのうりよく ほか  
第5条 代表者選考委員会は、代表者の選考にあたっては、応募者の日本語会話能力の他  
しせい かんしん ちいき がいこくじん そうご こうりゆうじょうきょう きょうせい せつきよくせいとう  
市政への関心、地域や外国人相互の交流状況、共生のまちづくりについての積極性等を  
こうりよ せんこう  
考慮して選考する。

2 前項に定めるもののほか、代表者選考委員会は、男女の均衡、地域、年齢等について適切  
せんこう さだ だいひょうしゃせんこう いいん かい だんじょ きんこう ちいき ねんれいとう てきせつ  
な配慮をするものとする。  
はいりよ

きじゆん び  
(基準日)

だい じょう だい じょうだい こうだい ごう じゅうみんきほんだいちょう きろく だいひょうしゃ せんになん とし がつついたち  
第6条 第3条第1項第1号の住民基本台帳の記録は、代表者を選任する年の1月1日の  
きろく もち  
記録を用いる。

2 満18歳及び市内在住1年以上の要件の基準日は、代表者の改選の年の4月1日とする。

いになん  
(委任)

だい じょう ようこう さだ ひつよう じこう だいひょうしゃせんこう いいん かい ほか しみん  
第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、代表者選考委員会に諮って市民・こど  
きよくちょう さだ  
も局長が定める。



ふ そく  
附 則  
しこうきじつ  
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成8年10月7日から施行する。  
(基準日の特例)
- 2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される代表者の配分の基準となる外国人登録者数は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成8年4月1日の外国人登録者数を用い、満18歳及び市内在住1年の要件の基準日は、同条第2項の規定にかかわらず、平成8年11月1日とする。  
(代表者選考委員会の任期)
- 3 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される代表者選考委員会は、第3条第2項の規定にかかわらず、任期は平成10年3月31日までとする。

ふ そく  
附 則

この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

ふ そく  
附 則

この要綱は、平成12年2月25日から施行する。

ふ そく  
附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

ふ そく  
附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

ふ そく  
附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

ふ そく  
附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

ふ そく  
附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

ふ そく  
附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

かわさきし がいこくじん しみん だいひょうしゃ かいぎ だいひょうしゃせんこう いいん かい せっち ようりょう  
川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会設置要綱

もくてきおよ せっち  
(目的及び設置)

第1条 川崎市外国人市民代表者会議代表者選任要綱(以下「要綱」という。)第2条に基づき、川崎市外国人市民代表者会議(以下「代表者会議」という。)の代表者を選考するため、

かわさきしがいくじん し みんだいひょうしゃかい ぎだいひょうしゃせんこういんかい い か せんこういんかい せっち  
川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

だい じょう せんこういんかい つぎ じこう しょしょう  
第2条 選考委員会は次の事項を所掌する。

- （1） 要綱に基づく代表者会議の代表者の選考
- （2） 選考結果の市長への報告
- （3） 代表者の募集に係わる事項に関すること。
- （4） 代表者会議における代表者の活動 状況 等に関すること。

（選考委員会の組織）

だい じょう せんこう いんかい かい いんかい にん いんかい せしき  
第3条 選考委員会の委員は5人以内で組織する。

- 2 委員は、外国人市民に関して見識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

（委員の任期）

だい じょう せんこう いんかい いんかい にんき ねん いんかい  
第4条 選考委員会の委員の任期は、2年以内とする。

（委員の守秘義務）

だい じょう いんかい せしき じょうむ ぎむ  
第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

（委員長）

だい じょう せんこう いんかい いんかい ひとり お いんかい ごせん さだ  
第6条 選考委員会に委員長を1人置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長が指名する者が、その職務を代理する。

（会議）

だい じょう せんこう いんかい いんかい しょうしゅう かいぎ ぎちよう  
第7条 選考委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 選考委員会は、その職務を行うため、必要と認めるときは、関係者から資料の提出若しくは説明又は意見を聴くことができる。

（事務局）

だい じょう せんこう いんかい かい じむきょく しみん きょくじん だんじょきょうどうさんかくしつ お  
第8条 選考委員会の事務局は、市民・子ども局 人権・男女共同参画室に置く。

（委任）

だい じょう せんこう いんかい かい じむきょく しみん きょくじん だんじょきょうどうさんかくしつ お  
第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市民・子ども局長が定める。

附 則

この要領は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月1日から施行する。

かわさきしがいこくじんしめんしさくせんもんちようさいんせつちようこう  
川崎市外国人市民施策専門調査員設置要綱

しゆし  
(趣旨)

だい じょう かわさきし がいこくじんしめんしさく えんかつ すいしん はか しめん きょくじんけん だんじょ  
第1条 川崎市における外国人市民施策の円滑な推進を図るため、市民・子ども局人権・男女  
きやうどうさんかくしつ きんむ ひじようきんしよくたくいん ひつよう じこう さだ  
共同参画室に勤務する非常勤嘱託員について必要な事項を定めるものとする。

しよくめい  
(職名)

だい じょう ひじようきんしよくたくいん めいしやう かわさきしがいこくじんしめんしさくせんもんちようさいん い か せんもんちようさいん  
第2条 非常勤嘱託員の名称は、川崎市外国人市民施策専門調査員（以下「専門調査員」と  
いう。）とする。

みぶん  
(身分)

だい じょう せんもんちようさいん ちほうこうむいんほう しょうわ ねんほうりつだいい ぎょう だい じょうだい こうだい ぎょう  
第3条 専門調査員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に  
きてい とくべつしよく ひじようきんしよくたくいん  
規定する特別職の非常勤嘱託員とする。

しよくむ  
(職務)

だい じょう せんもんちようさいん しよくむ つぎ  
第4条 専門調査員の職務は、次のとおりとする。

- (1) がいこくじんしめん だいいひやうしやかいぎ ちやうさしんぎしりやう さくせい かん  
外国人市民代表者会議の調査審議資料の作成に関すること。
- (2) がいこくじんしめん だいいひやうしやかいぎ うんえいほじよ かん  
外国人市民代表者会議の運営補助に関すること。
- (3) がいこくじんしめんしさく かん ちやうさおよ しりやうさくせい かん  
外国人市民施策に関する調査及び資料作成に関すること。
- (4) ためい じこう  
その他命じられた事項

ていすう  
(定数)

だい じょう せんもんちようさいん ていすう ひとり  
第5条 専門調査員の定数は、1人とする。

にんようおよ にんようきかん  
(任用及び任用期間)

だい じょう せんもんちようさいん がいこくじんしめんしさく かか せんもんてき ちしきけいけん ゆう もの しちやう  
第6条 専門調査員は、外国人市民施策に係る専門的な知識経験を有する者のうちから市長が  
にんめい  
任命する。

ちゆう りやく  
( 中 略 )

ふ そく  
附 則

ようこう へいせい ねん がつついたち しこう  
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

へん しゅう かわさき し がいこくじん し みんだいひょうしゃかい き  
編 集 : 川崎市外国人市民代表者会議

2013 (平成25) 年 3月

はっ こう かわさき し し みる きよくじんけん だんじよきようどうさんかくしつ  
発 行 : 川崎市市民・子ども局 人権・男女共同参画室

かわさきしかわさきくみやもとちよう ばん ち  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL 044-200-2359 FAX 044-200-3914

<http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000041052.html>